



新電力バンク

〇〇株式会社

新・電力のすすめ

どちらを選ぶ？【Switch】

新電力バンク〇〇支部 加盟店コード:1TK0000
<http://www.〇〇.shindenryoku.pw>
〒100-8357 ✉〇〇〇〇@shindenryoku.pw
東京都港区東新橋 2-10-10 東新橋ビル 2F
代表 03-6869-9385 : 直通 090-0000-0000

電力市場について

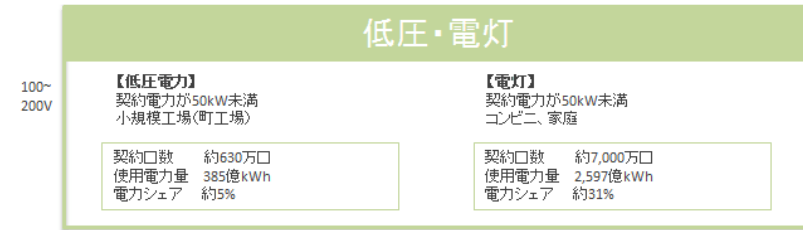
2016年1月現在、電力市場は自由化部門（需要家が自由に電力会社を選べる）と規制部門（一般電気事業者からのみ供給される）の2つの市場に分かれています。

現在の自由化部門は、50kW以上の契約電力である特別高圧/高圧の需要家であり、2016年4月から一般家庭も含め全面自由化されます。

2000年より順次自由化



平成28年4月より全面自由化

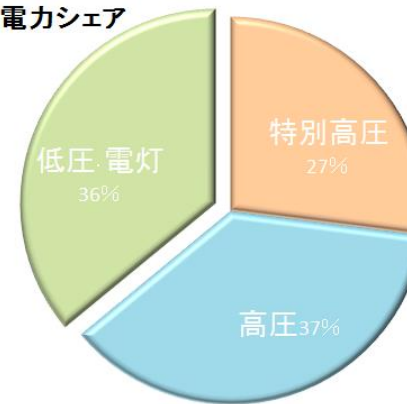


出典:電気事業連合会資料より作成
※平成15年度の実績

■電力完全自由化のメリット

新電力会社にとっては、市場規模が7兆5000億円、顧客件数は約8400万件というビジネスチャンスと、価格競争による安価な電力が需要家へ提供されます。

電力シェア



NTT/東京ガス/大阪ガスが株主



新電力バンク
10社以上の加盟新電力から
より安い電力を購入可能

※現自由化市場でも新電力シェアははまだ6%未満

電気料金の決まり方

電気料金は基本料金と従量料金（使用量）からなります。

○基本料金：電気の使用量に係らず**契約電力**により算出

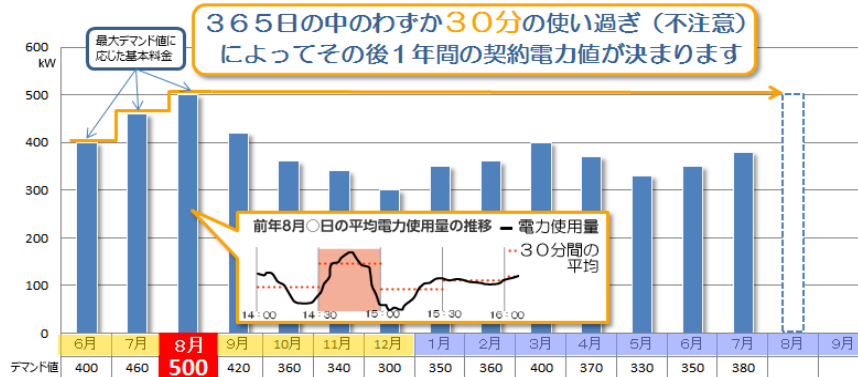
○従量料金：電気の使用量により決定

$$\text{電気料金} = \text{基本料金} + \text{従量料金} + \begin{matrix} \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \\ \text{太陽光発電促進賦課金} \end{matrix}$$

基本料金単価 × 契約電力 ± 力率調整 電気料金単価 × 電力使用量 ± 燃料費調整額

■契約電力の決まり方

○実量制の場合（契約電力 500kW 未満）



※仮に、前月より 10kW の契約電力（最大デマンド）が上昇した場合。

$$10\text{kW} \times 1782.0/\text{円} (\text{基本料金単価}) \times 0.85 (\text{力率割引}) \times 12 \text{ヶ月} =$$

その月以降 1 年間で **181,864 円** の電気料金が上昇

○協議制の場合（契約電力 500kW 以上）

協議によって契約電力を決定します。

このため、この契約電力を超過した場合、電力会社に対し違約金を支払うことになります。

$$\text{超過電力 (kW)} \times \text{基本料金単価} \times 1.5 = \text{違約金額} (\text{超過月のみ})$$

新電力の値下げ料金算出法

基本的に、地域の電力会社と契約電力の決まり方は同じ。
基本料金を下げるにより、お客様に安い電気料金で提供。

地域の電力会社



新電力の場合



■ 燃料調整費 ※ ■ 太陽光発電促進賦課金 ※ ■ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 ※

※新電力によっては、従量料金を下げるケースも有り

何故安く出来るのか？

■地域電力会社の原価上昇理由

○離島への電力供給



伊豆大島・奄美大島を始め、人口が少ない離島への供給義務があります。

※販売量が少なくても発電・送電設備が必要となります。（不採算エリアへの供給義務）

○市街地も含め・農村部への送電線網の充実・補修整備

※2020年より送電部門が分離予定（発送電分離）

○原子力発電所の維持費



※一般報道で、原発再稼働で電気代が下がる、的なものがあります。

確かに、発電量に対する燃料原価としては安い電力と言えますが、その実、建設・維持・燃料廃棄コストまで含めると非常に高コスト電力といえます。

○上記の他、通常原価等に営業利益を乗せた**総括原価方式**採用のため、現在の高い電気料金となっています。

■新電力（割安）料金の訳

○離島への電力供給義務がありません。

○送電線利用料（託送料）が、一定料金で決まっています。

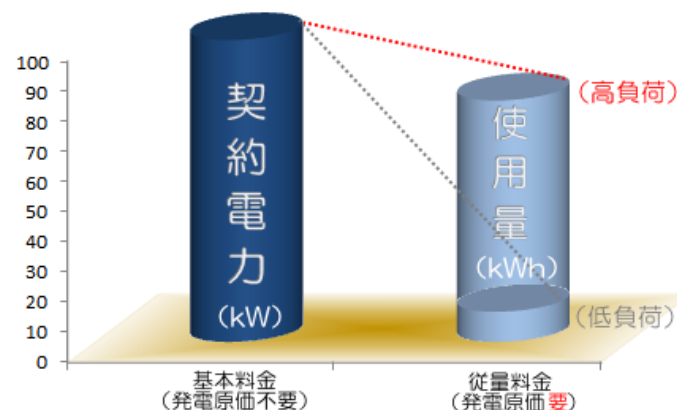
※新電力が提示する料金に含まれています。

○原子力発電所を持ちません。

○民間企業では当り前の、様々な経営努力による経費削減。

○電気料金が、基本・従量（利用量）の二部制で有ること。

高採算のお客様を選ぶ事が出来ます。



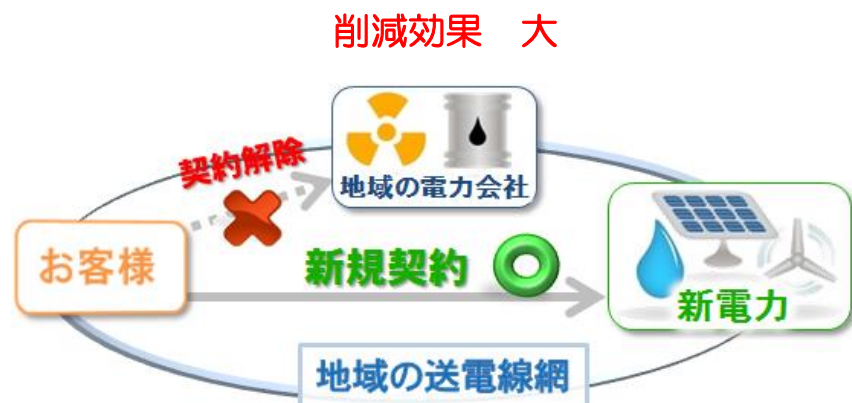
※契約電力に対し、使用量小さい（負荷率が低い）施設ほど安くなる可能性大です。

新電力の供給パターン

供給パターンは概ね3種類です。

■全量供給

文字通り消費電力の全量を、地域の電力会社の契約を解除し、新たに新電力と電力供給契約を結ぶ形態

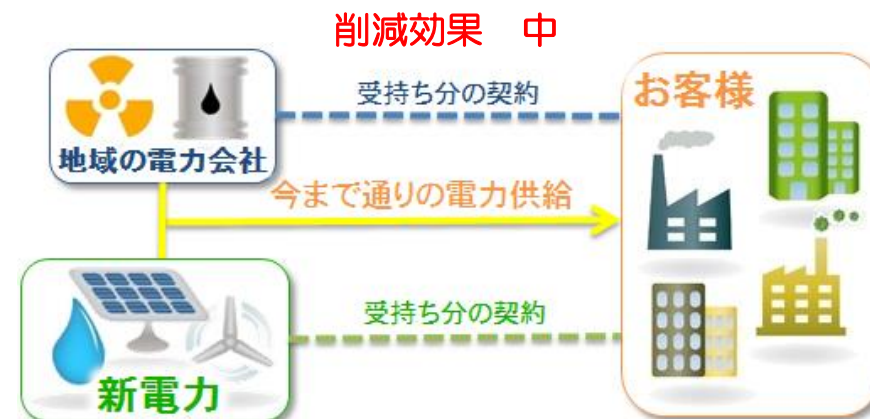


※自動検針器への交換が必要となる場合がありますが、所有権は地域の電力会社になる為、無償で交換できます。

お客様が、供給形態を選択する事はできませんが、全量供給できる（低負荷率）施設の電気料金削減額が大きい傾向にあります。

■部分供給

一つの供給設備に、複数の電力会社が電力供給する形態



■共同購買

共同で、一括購入することにより削減する形態



電力の安全性

■地域の電力会社が供給する電力と変わりません。

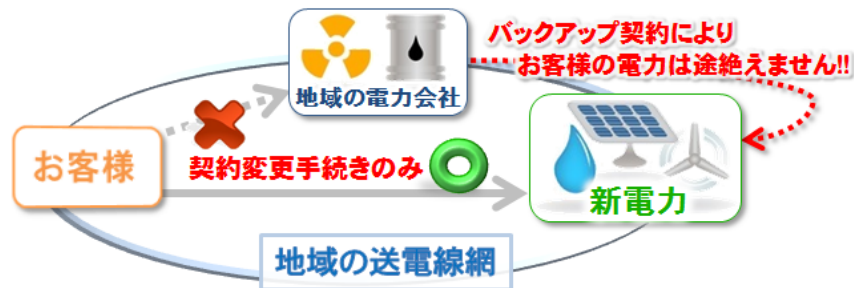
○電気に色や形・匂いはありません。

生産地、原材料・品質・グレード等区別できません。

○今までと同じ設備で供給されます。

地域の送電線には必ず一定量の電気が流れており、万が一、新電力の発電設備に異常が発生しても、バックアップ契約を地域の電力会社と結ぶ事を義務付けられている為（経産省）、お客様の施設のみ停電する事は 100%ございません。

※自動検針器に変更する必要があるが費用はかかりません。



良くあるご質問

Q 本当に無料で安くできるの？

A：はい。お見積から、ご契約・供給開始に至るまで全て無料のサービスです

Q 突然停電したりしないの？

A：はい。前述の通り、地域の送電線をそのまま利用するため、お客様の施設のみ停電することは不可能です。逆に、そちらの地域一帯が停電した場合は同じく停電します。

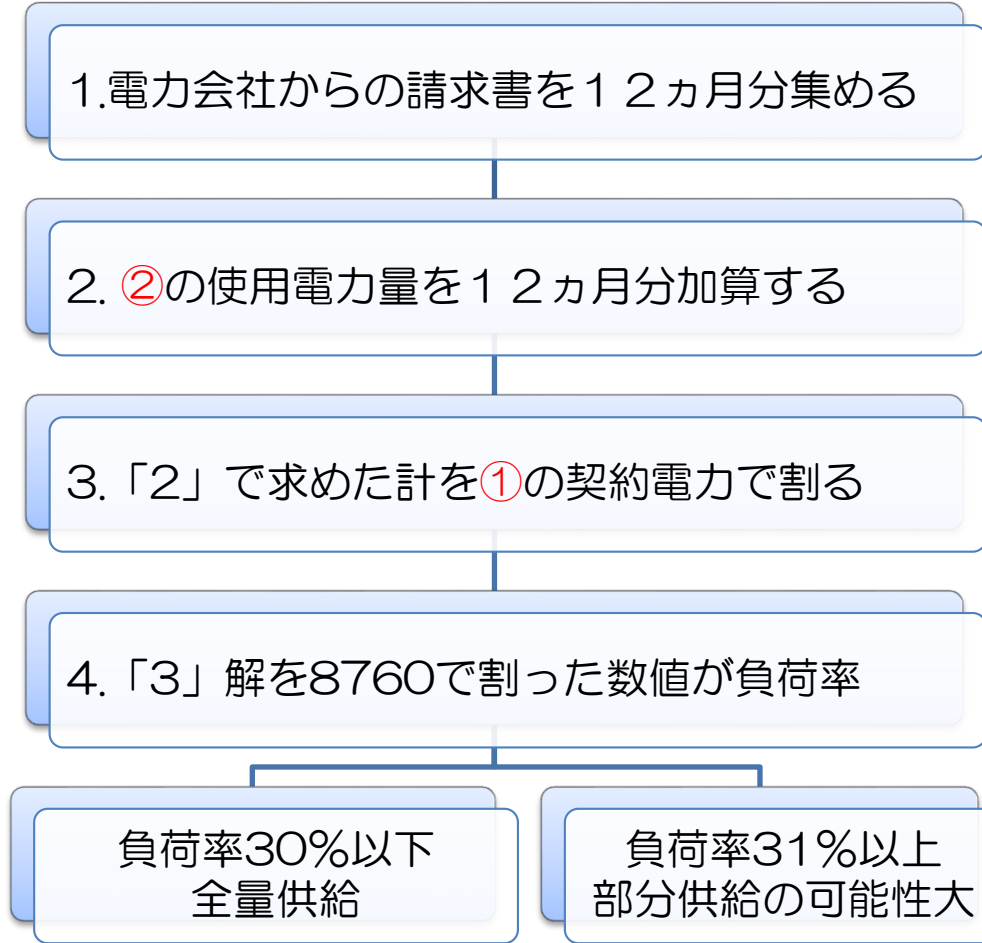
Q デメリットは無いの？

A：はい、地域の送電線を利用するため、地域の電力会社の契約約款を、ほぼ、踏襲しています。このため、デメリットと呼べるものはございません。

強いて挙げるとすれば、解約の申告時期です。（3～6ヶ月前までに必要となる点になります）

※大半の新電力が3ヶ月前申告ですが、中には6ヶ月前に解約届けを必要とする新電力がありますのでご確認ください

負荷率の計算方法



左記の算式はあくまでも電力の利用状況を把握するための目安です。
各新電力ごとに全量・部分供給の算出方法は異なります。